［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

（賃借人の資格）

第五条　法第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者で同号ハの規定に該当するもの及び令第一条の三第一項第九号に掲げるもの（包括承継人を含む。以下「賃貸人」という。）のうち当該貸付金に係る住宅を法第十九条第一項第三号ハ⑴に掲げる者に対し賃貸する者（以下「一般賃貸人」という。）が賃貸する当該住宅の賃借人は、次の各号に該当する者でなければならない。

一　現に住宅に困窮している者

二　家賃の支払ができる者

2　一般賃貸人は、前項各号に定めるほか、賃借人を次の各号のいずれかに該当する者に限ることができる。

一　同居しようとする親族を有する者

二　一般賃貸人が地方公共団体から出資又は融資を受けている場合においては、自己及びその保証人がその地方公共団体の区域内に現に居住し、又は勤務する場所を有する者

三　公庫が主務大臣の承認を得て定める資格を有する者

3　一般賃貸人は、特別の事情がある場合においては、前二項各号に定めるほか、主務大臣の承認を得て、賃借人の資格を定めることができる。

第五条の二　賃貸人のうち法第十九条第一項第三号の規定による貸付金に係る住宅を同号ハ⑵に掲げる者に対し賃貸する者（以下「特別賃貸人」という。）が賃貸する当該住宅の賃借人は、住宅を賃貸する事業を行うために必要な資力及び信用並びにこれを的確に行うために必要な経験及び能力を有する者でなければならない。

（賃借人の募集）

第六条　一般賃貸人は、賃借人を選定するには募集の方法によつてしなければならない。

2　前項の規定による募集の方法は、賃借の申込みの期間の初日から起算して少なくとも一週間前に、その賃貸する住宅の所在地において発行部数の多い新聞紙に掲載し、又はこれに代わるべき相当な方法により広告して行なわなければならない。

第七条　前条の規定による募集は、各棟ごとに又は各団地ごとに、次に掲げる事項を示して、行わなければならない。

一　賃貸する住宅が公庫の貸付金に係る住宅であること。

二　住宅の所在地、戸数、構造及び規模

三　一般賃貸人の住所及び氏名又は名称

四　賃借人の資格

五　家賃その他の賃貸条件

六　賃借の申込みの期間及び場所

七　申込みに必要な書面の種類

八　賃借人の選定の方法

2　前項第六号の申込みの期間は、少なくとも三日間としなければならない。

（賃借申込みの拒否の禁止）

第八条　一般賃貸人は、第五条の規定による賃借人の資格を有する者の適正な賃借の申込みを拒むことができない。

（賃借人の選定）

第九条　賃借の申込みを受理した戸数が賃貸する住宅の戸数を超える場合においては、一般賃貸人は、抽せんその他公正な方法により賃借人を選定しなければならない。